

鯖江市長 牧野百男 殿

鯖江市監査委員 加藤 一 邦

鯖江市監査委員 小竹 法 夫

財政援助団体監査結果報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

- | | |
|---------------|---|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会
健康福祉部社会福祉課（財政援助に関する事務の所管課） |
| 3 事前調査期間 | 平成 31 年 1 月 4 日から平成 31 年 1 月 10 日まで |
| 4 監査実施日 | 平成 31 年 1 月 11 日 |
| 5 監査対象年度 | 平成 29 年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法および着眼点 | |

監査の実施にあたっては、補助金に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助対象経費が明確になっているか。

(4) 補助金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

(5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。

○補助団体関係

(1) 監事監査が適正に実施されているか。

(2) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

(3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会
代 表 者	会長 齋藤多久馬

2 補助金の概要

補助金の名称	社会福祉協議会補助金
補助金の額	5,846,000円（平成29年度）
補助金交付の目的	社会福祉事業の活動を促進し、地域社会の福祉活動の推進を図る。
補助金の名称	地域住民福祉活動推進事業費補助金
補助金の額	6,838,000円（平成29年度）
補助金交付の目的	地域における住民福祉活動推進体制を整備し、住民の社会福祉に関する理解と関心を高めるためボランティアの開発育成、活動の啓発により福祉活動の促進を図る。
補助金の名称	小地域福祉ネットワーク推進事業補助金
補助金の額	1,500,000円（平成29年度）
補助金交付の目的	小地域福祉ネットワークの推進を図る。

第3 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した結果、一部の改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な誤りについては、その都度是正を行った。社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会および社会福祉課の監査の結果は次のとおりである。

1 指摘事項

【共通】

(1) 各地区社会福祉協議会への助成について

社会福祉協議会補助金および地域住民福祉活動推進事業費補助金から地区社会福祉協議会へ助成金を支出しているが、地区社会福祉協議会の事業内容を十分に把握できていなかった。鯖江市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会から実績報告書の提出を求め、事業内容の把握に努められたい。また、所管課である社会福祉課は、補助金交付団体（鯖江市社会福祉協議会）を指導監督され適正に補助金を交付されたい。

2 意見

【共通】

(1) ご近所福祉ネットワークの整備率について

町内などの小地域において生活支援を行う仕組みであるご近所福祉ネットワークの整備率が平成29年度のアンケート結果で16.8%となっている。地域見守り体制の確立に向け、整備率の向上に努められたい。